令和5年度

働き方改革・生産性向上物流対策 モデル創出事業

応募要領

川崎市では、物流業界における単独または複数の事業者等の連携により、働き方改革・生産性向上を図ることで持続可能な経営につながる取組に関する企画提案を募集します。

本応募要領は、本事業の目的、概要、対象事業、応募資格、応募方法及びその他留意点を記載しています。応募の際は、本応募要領に従って応募してください。

1. 事業概要

(1) 事業の目的

2019年4月に「働き方改革関連法案」が施行され、時間外労働の上限等が設定されましたが、「自動車運転業」、「建設業」などの特定の業種については猶予期間が認められていました。2024年4月からその特定業種も規制されることとなり、特にトラックドライバーの労働時間の短縮や人手不足により物流機能の低下が懸念されています。時間外労働の上限規制や年間拘束時間の見直しにより、2030年度には34%の輸送力不足に陥る可能性があるとされており、「業務の合理化・労働時間の改善」などが喫緊の課題となっています。

こうした課題に対応するため、単独または複数の事業者等の連携により、働き方改革・生産性向上を図ることで持続可能な経営につながる事業を、 川崎市内の民間事業者、業界団体等から広く募集します。

(2) 対象となるモデル事業

【募集する事業(以下の条件をすべて満たす事業)】

- ※今回の募集は、物流・運輸業に限ったものではありません。
- 1.川崎市内の物流に関する業務を行う中小企業等が生産性向上の取組により課題解決を行う事業であること。
- 2. 事業実施場所(実証先)が川崎市内の物流に関する業務を行う中小企業等であること。
- 3. 事業期間内(令和5年9月中旬~令和6年2月22日(木)(予定))に完了する事業であること

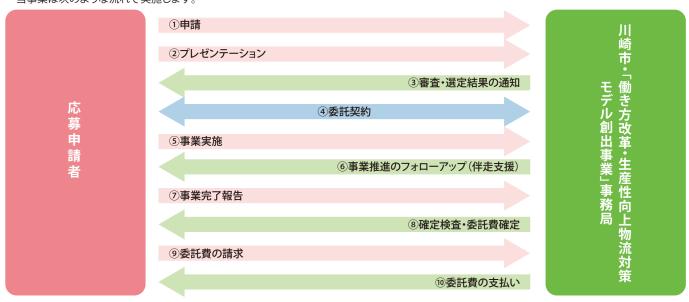
【参考】下記事例は本モデル事業において想定される提案内容を例示したものです。

取組事例	提案内容の例
【配送ルート効率化型】 (適切な運送ルートの設定による労働時間・燃料費削減の事例)	特定の従業員が行っている運送ルートの設定をデジタルで可視化することにより、これまで属 人的なノウハウに依存していたルート設定の効率化を図り労働時間及び燃料コストの削減を 図る。
【共同配送連携型】 (配送の効率化に向けて企業連携で対 応する事例)	幅広い配送先への発送に対応するため、中小企業1社では対応しきれない地域への配送を複数の企業が連携して対応することで、これまで配送が難しかったエリアに配送が可能になるとともに、1社あたりの配送時間が削減されるなど労働時間の削減を図る。
【配車管理・空車管理効率化型】 (属人的に行っていた配車管理をシステム化し効率化する事例)	配送する荷物・車両・ドライバー・配送先を適切に見極め、配車の設定を行うのにそもそも高度なノウハウが必要であり、特定の従業員に当該業務が集中し、担当者不在時に業務が滞る等の課題が発生していたが、配車管理システムを導入することで、配車業務の効率化が図れるとともに、担当者不在時でも円滑に業務が実施できるようになるなどの効率化を図る。

- ●企画提案参加申請書の内容については、別表2に示す評価項目(事業適正性、費用適切性・管理体制、普及性・波及効果、先進性・新規性、実現性)に基づく審査を実施したうえで採択結果を通知します。
- ●本企画に応募・提案いただいた場合、別表3に示す通り、希望により必要な助言を行います。
- ●各モデル事業先に対して伴走支援員を配置し、取組の支援(伴走支援)を行います。

(3) 事業の流れ

当事業は次のような流れで実施します。



【実施スケジュール(予定)】 ※時期・期間は状況により変更される場合があります。



(4) 事業費・契約期間

モデル事業については、事業の全部または一部を委託事業として事業経費の支払いを行います。

モデル事業費

モデル事業費の支払いは1件あたり500万円(消費税込み)を上限とします。

- ※採択件数は、2件程度を予定しています。
- ※連携する体制の場合、モデル事業の契約は、代表申請者のみと行い、提案事業者間での費用の配分は代表申請者により 行ってください。

モデル事業の契約期間

契約締結後~令和6年2月22日(木)

- ※契約期間内に事業を完了させ事業完了報告書を提出する必要があります。
- ※契約締結日は9月中旬頃を予定しています。
- 応募様式に記載する実施スケジュールは、令和5年9月中旬~令和6年2月22日(木)としてください。

2. 募集概要

(1) 応募期間

応 募 期 間

令和5年7月28日(金)~8月25日(金)正午 必着

●申請の際の企画提案書等について、事務局までご提出いただけましたら内容を拝見し修正が必要な点をアドバイスいたします。

(2) 応募資格

本事業は、本事業の目的に資する取組を実施するにあたり、単独または2社以上が連携する体制(必ず実証先として1社以上の物流に関する業務を行う市内中小企業等を含むこと。)での応募が可能です。連携する事業者間の構成員として民間企業、大学、研究機関のほか、非営利団体、社会福祉法人、社団法人、個人事業主のほか、任意団体も応募が可能です。

提案にあたり、以下の条件を充たす必要があります。

- ①過去または現在、川崎市または他の公的機関から本事業と同一内容、同一経費の補助を受けていないこと。
- ②モデル事業実施場所は川崎市内であると共に、実証先として必ず1社以上の別表1に定める市内中小企業等を含むこと。

(3) 応募申請書式

以下の様式1~4を作成し、「(4) 応募書類の提出先・提出方法」に記載されている通りに提出してください。様式は下記川崎市ホームページからダウンロードしてください。応募申請様式 → https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000153084.html



提出書類

宛先

様式1 企画提案参加申請書

様式2 誓約書

その他 会社概要 (会社パンフレット等、所在地、従業員数、資本金額等が分かる資料)

●作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とします。

(4) 応募書類の提出先・提出方法

有限責任監査法人トーマッ内 「働き方改革・生産性向上物流対策モデル創出事業」事務局

E-mail: butsuryu_model@tohmatsu.co.jp

※提出期限「8月25日(金)正午」までに応募書類のデータ(Word・PDF・PowerPoint等)、及び会社概要のデータを E-mailにて御提出ください。

※データ量が大きいなどでメールでのデータ送信に支障がある際は、その旨をメール本文に記載し、ご連絡ください。 提出方法についてご連絡します。

3. 注意事項

(1) 対象経費に関する注意事項

モデル事業費の支払については、事業完了後の確定検査の終了後、精算払になります。

●モデル事業費の支払対象については、事業遂行に必要な経費のみ認められますが、目的が明確な費用であれば、基本的に事業費として計上できる 範囲を限定しません。

役務提供の対価として人件費計上は可能ですが、直接人件費(臨時職員の雇用にかかる経費等)については対象にはなりません。

●本事業では、モデル事業費の支払にあたって「確定検査」を実施します。「確定検査」とは請求のあった事業費について、内容や証憑に間違いがないかを確認する検査です。確定検査の結果、請求額に変更が生じる場合があります。証憑は、事業開始日(本事業事務局との契約日)から事業完了日(令和6年2月22日(木))までの日付で発行されたものでなければ、委託費の対象となりませんのでご注意ください。

<確定検査に必要となる証憑の例>

- ・サービス利用に関する契約書
- ・IT機器、ツール等の発注書
- ・支払額・支払先が分かる通帳のコピー等

- ・契約又は発注した業者からの請求書
- ・契約又は発注した業者からの領収書 ・導入した製品の納品書
- ●クラウドシステムやサービス、ソフトウェア/ハードウェア等の運用保守費については、最大で令和6年1月12日(金)までとしますが、事業完了報告書 提出の時点で支払が完了(口座からの引き落とし)していることが条件です。
- ●クレジットカードによる支払は、原則採択事業者の法人名義のカードによるもので、事業完了日までに口座から引き落としが確認できる場合、認められます。口座から引き落とされる日が事業完了日より後となる支払い、分割払い・リボルビング払い等で事業完了日までに支払が完了しないものについては対象外となりますのでご注意ください。
- ●金融機関などへの振込手数料、インターネットバンキング利用料も事業費として計上できますが、受注先が負担する場合は対象外となります。
- ●事業実施にあたっては、差支えのない範囲で川崎市内事業者への優先発注にご協力ください。
- ●公序良俗に反する事業は本事業の対象外です。

(2) 応募に関する注意事項

以下の事項について、あらかじめ承諾のうえ、ご応募ください。

- (1)応募書類及び審査・選考の過程等で提出された資料は返却しません。
- (2) 応募書類及び審査過程等で虚偽が判明した場合には、応募を無効とします。
- (3)原則プレゼンテーションによる事業選定を行います。ただし、応募者が多数となった場合には、書類審査による1次選考を行った上で、プレゼンテーションによる事業選定を行います。

※プレゼンテーション審査会は「9月6日(水)」を予定しています。

- (4)本事業は、川崎市から事務局を受託している有限責任監査法人トーマツとの業務委託契約になります。
- (5)採択されたモデル事業は、提案者名と事業内容等について、市のホームページ等で公表することがあります。
- (6) 採択後に、モデル事業としてふさわしくない事由が判明した場合、そのモデル事業の採択を取り消すことがあります。
- (7) 同一または類似の事業で本市または他の公的機関から委託や補助を受けていることが判明した場合、採択対象外となります。また、契約締結後にその事実が判明した場合は、そのモデル事業の委託契約を解除することがあります。
- (8)事業実施後、本市事業の一環として実施する調査の取材への協力、セミナー等の講師等を要請する場合があります。

4. お問い合せ先

(1) 応募書類に関するお問い合わせ先

有限責任監査法人トーマツ内 「働き方改革・生産性向上物流対策モデル創出事業」事務局

E-mail: 28roudou@city.kawasaki.jp

(2) 事業に関するお問い合わせ先

E-mail: butsuryu _model@tohmatsu.co.jp

※お電話でのご対応をご希望の際は、上記E-mail宛に、お名前・お電話番号・ご質問の概要をご連絡ください。 追ってこちらからお電話させていただきます。

川崎市経済労働局労働雇用部



モデル事業対象事業者(体制のうち1社以上含めること)

次の表で定める市内中小事業者等で、(1)~(4)の要件を全て満たすものとします。

【中小事業者等の範囲】

	業種•組織形態	中小事業者等(下記のいずれかを満たすこと)	
	本(主 中山州) [7]公	資本の額又は出資の総額	従業員(常勤)
資本金・従業員 規模の一方が右 記以下の場合対 象(個人事業主 を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
組合関連	その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下
	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等		
その他の法人	医療法人、社会福祉法人		100人以下
	特定非営利活動法人		*

- ※ 従業員規模が法人の主たる業種に記載の数値以下のもの
- (1)市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等であること。ただし、1年未満であっても以下の①~⑥の施設に入居している中小事業者等は対象となります。
 - ① かながわサイエンスパーク ② かわさき新産業創造センター ③ KSP-THINK ④ 明治大学地域産学連携研究センター
 - ⑤ KSP Biotech Lab ⑥ナノ医療イノベーションセンター
- (2)市民税を滞納していない者であること。
- (3)次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業(中小企業以外の者であって事業を営む者。ただし、中小企業投資育成株式会社、特定ベンチャーキャピタル、投資事業有限責任組合は大企業には含まれない。)が単独で所有している者、又は出資している者
 - ② 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者
- (4)代表者又は役員のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと。



審査項目について

前記の応募資格、対象となる事業の内容、実施期間を満たしている提案について、下記の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

審査項目	審查事項
事業適正性	 ◆物流に関する課題が自社にどのような影響を与えているか明確に記載されているか ●モデル事業の対象として現実を踏まえた適切な課題が選定されているか ●適正な数値目標により生産性向上のための効果が設定されているか ●認識する課題解決を目的とする取組となっているか ●設定した数値目標の根拠が明確であり、現実的(達成が困難ではない)な目標が設定されているか ●企業が抱える経営課題を解決するとともに納得感を醸成し、企業が継続して自己変革力を喚起する内容となっているか
費用適切性・管理体制	●事業費が妥当な費用計上となっているか●十分な費用対効果が見込まれる内容となっているか●企業間で連携した取組の場合、企業間での費用管理、マネジメント体制が適切に構築されているか
普及性•波及効果	●提案する事業について、波及に向けた活動が行われる体制・予定となっているか ●具体的な事業実施後の効果予測が示されているか ●実施事業が他の事業者への波及効果が高く、普及しやすいものであるか
先進性·新規性	●独自のアイデアを活かした事業であり、かつ成果を高めるための創意工夫が示されているか●類似の事例がすでに実施、普及されてないか。すでに実施されているものであっても、課題の解決方法、実施方法がより明確かつ妥当性が高いなど、 優位性が見込まれるか
実現性	●事業実施先との調整が十分なされているか●実現可能なスケジュール、十分な社内体制が確保されているか●持続的に生産性向上の取組を実施できるか



労務関係に関するご相談に応じます

社会保険労務士等の2024年問題に対応可能な人員を配置し、働き方改革・生産性向上に資する取組を行う事業者に対し、希望により必要な助言を行います。

対象企業	■本モデル事業応募企業 → 連携先を含みます ※審査の結果モデル事業に採択されなかった企業(連携を予定していた企業含む)も含みます
対象期間	■モデル事業実施期間中 → 採択された企業がモデル事業を実施している期間中とします ※企画提案の際の事前相談とは別に実施します
対象内容(例)	■業務上の課題整理に関する助言 → 関連規程の整備 等 ※1社(連携先含む)あたり概ね5回程度を上限とします

【個人情報の取扱いについて】

応募の際に提出いただく個人情報は、本事業以外の目的で使用することはありません。万一、当該目的以外の目的で利用する場合には、必ずお知らせします。また、利用目的に照らして不要となった個人情報は、速やかにかつ適正に削除・廃棄します。

なお、提案書をご提出いただいた段階において、当該目的で川崎市が個人情報を使用することを了承いただけたものと判断させていただきますので、あらかじめご了承ください。